



ナンシー・バーグマン
ン
局長

カリフォルニア州保健福祉庁
発達障害サービス局
1215 O Street, Sacramento, CA 95814
www.dds.ca.gov



ギャビン・ニューサム
ーサム
知事

2023 年 12 月 1 日

宛先： 地域センター事務局長

件名： 在宅および地域密着型サービス（Home and Community-Based Services : HCBS）最終規則：
モニタリングと是正措置

これは、本件に関する 2023 年 11 月 22 日の指令に代わるものです。

発達障害サービス局は、福祉施設法（Welfare and Institutions Code）第 4685.10 条に従い、HCBS 環境に関する連邦要件を地域センターが完全に実施できるよう支援するため、本指令を発行します。本指令の目的は、a) すべての HCBS 環境が要件を遵守したポリシーを持ち、実際にそれらのポリシーが遵守されていることを確認するために、必要な実地審査の完了までのモニタリングスケジュールを確立すること、b) 遵守していないことが判明したベンダーサービスプロバイダーへの対処手順の概要を説明することです。

モニタリング

地域センターは、2024 年 8 月 31 日までに、HCBS 環境要件の完全な遵守と実施を確認するため、すべての HCBS 環境（別紙）の実地審査を完了します。実地審査において、地域センターは、関連するすべての**連邦要件**が満たされていることを検証するものとします。事前評価ツールなどに関わる研修や情報は、<https://www.dds.ca.gov/initiatives/cms-hcbs-regulations/assessment-information/>をご参照ください。地域センターが別のツールを使用する場合は、そのツールを地域センターのウェブサイトに掲載し、サービスプロバイダーが訪問時の注意点を理解できるよう研修を行うものとします。

地域センターは、サービスプロバイダーと協力し、モニタリング訪問中に発見された不適合箇所を即座に是正するよう努めます。例えば、不適合箇所をどのように是正するかについて、サービスを受けている方から意見を求める、連邦政府の要件とご本人中心のサービス計画に関する研修を完了させる、職員を訓練する、または連邦政府の要件の完全な実施を支援するために内容に齟齬がある文書を更新するといったことです。

是正措置

モニタリング訪問時の改善努力をもってしても、プロバイダーが連邦 HCBS 要件のいずれかを遵守していないと判断された場合、さらなる改善努力は、居住施設に関する[カリフォルニア州規則集（California Code of Regulation）第 17 編第 56056 条](#)に規定されている既存の是正措置計画（Corrective Action Plan : CAP）の手続きに沿って行われます。これには、ベンダーによる異議申し立て権の規定も含まれます。そのため、地域センターはプロバイダーと協力し、何らかの指摘があった場合、10 営業日以内に書面による CAP を作成し、提出します。CAP には、指摘された非遵守事項を是正するためにプロバイダーが講じなければならない措置について記載します。書面による CAP に、以下のすべてを記載します。

- (1) 非遵守が指摘された連邦要件と、その指摘に対して異議申し立てをする権利、およびプロバイダーが CAP を遵守しなかった場合に科される可能性のある制裁措置に関する情報を、サービスプロバイダーに提供する。
- (2) その環境でサービスを受けている方との確認や話し合いを含め、サービスプロバイダーが指摘事項を改善する方法。
- (3) サービスプロバイダーが指摘事項を改善しなければならない期限（書面による CAP が発行された日から 30 日以内。ただし地域センターとサービスプロバイダーが、改善にはさらに時間がかかると判断した場合はこの限りではない）。

プロバイダーは、CAP を受領後、署名し日付を記入して 7 日以内に地域センターに返却し、意見の不一致がある場合はその旨を書面に記載します。CAP を発行する地域センターは、署名された CAP のコピーをプロバイダーおよびその環境でサービスを受けている方が利用する他の地域センターに提供します。地域センターは、2024 年 9 月 30 日までにすべての CAP を発行します。

制裁措置

プロバイダーが CAP に記載された措置を所定の期間内に完了せず、異議申し立てを行わない場合、地域センターは以下の制裁措置を段階的に実施します。

- (1) 必要な是正措置を完了していないプロバイダーが提供するサービスの紹介および新規紹介の承認を直ちに停止する。
- (2) この環境でサービスを受けているご本人、またはその委任を受けた代理人と面会し、状況を話し合い、プロバイダーが改善しない場合は代替の選択肢を提示する。ご本人またはその代理人は、リモートによる地域センターとの面談を選択することができる。

上記の手順を踏んでもなおプロバイダーが遵守しない場合、地域センターは、提供されたサービスの支払いの 50%を一時的に差し止めます。この一時的な支払い差し止めは、プロバイダーが CAP を遵守していることを地域センターが確認するまで続き、遵守が確認された時点で差し止められていた資金はプロバイダーに支払われます。プロバイダーによる CAP 不遵守が継続する場合、一時的な支払い差し止めを 4 か月を超えて延長することはできません。ただし、地域センターがベンダー登録の解除を同時に進めている場合はこの限りではありません。

地域センター事務局長

2023 年 12 月 1 日

ページ 3

地域センターは、a) 一時的な支払い差し止めを実施しているプロバイダーや、b) ベンダー登録の解除を進めているプロバイダーのリストを、当局に報告するものとします。その通知は、CAP を発行した地域センターから当局 (hobsregs@dds.ca.gov) へ、制裁措置から 10 日以内に送付します。地域

センターはまた、一時的な支払い差し止めまたはベンダー登録解除に向けた措置によって影響を受けるプロバイダーにも事前に通知し、いずれかの措置が発効する日を含めるものとします。

プロバイダーによる異議申し立て

HCBS の連邦要件を完全に満たしていないという地域センターの判断に同意できないプロバイダーは、地域センターから文書による不遵守の判断の通知を受けてから 30 日以内に、ベンダー登録先である地域センターのディレクターに書面で異議申し立てを行うことができます。HCBS の遵守に関するプロバイダーの異議申し立ては、[カリフォルニア州規則集第 17 章第 54380 節](#)以降に記載されているのと同じ手続きに従います。

地域センターが当局にモニタリング活動と遵守に関するデータを報告するためのガイドラインは、近日中に発表される予定です。

地域センターからサービスを受けている方で、本通信についてご質問がある場合は、サービスコーディネーターにお問い合わせください。地域センターからの質問は、hobsregs@dds.ca.gov までご連絡ください。サービスプロバイダーは、1 (833) 396-4337 までお電話でご連絡ください。

敬具

原版署名者：

ヴィッキー・L・スミス博士
デピュティー・ディレクター
政策・プログラム開発ディビジョン

別紙

cc： 次ページをご覧ください。

地域センター事務局長

2023 年 12 月 1 日

ページ 4

cc : 地域センター管理者 (Regional Center Administrators)
地域センター消費者サービス担当ディレクター (Regional Center Directors of Consumer Services)
地域センターコミュニティサービス担当ディレクター (Regional Center Community Services Directors)
地域センターHCBS プログラム評価担当者 (Regional Center HCBS Program Evaluators)
地域センター機関協会 (Association of Regional Center Agencies)
発達障害に関する州カOUNシル (State Council on Developmental Disabilities)
ナンシー・バーグマン (発達障害サービス局)
ブライアン・ウィンフィールド (発達障害サービス局)
カーラ・カスタニェーダ (発達障害サービス局)
ジム・ナイト (発達障害サービス局)
アーニー・クルス (発達障害サービス局)
スージー・レクアース (発達障害サービス局)
スーザン・クロウ (発達障害サービス局)

在宅および地域密着型サービス環境

- 成人用在宅施設
- 特別な医療ケアが必要な成人向け居住施設：DSS 認可専門施設
- 認定ファミリーホーム、養護ファミリーホーム
- 児童デイケア施設、児童デイケアセンター
- 児童施設、グループホーム、養護ファミリーホーム、小規模ファミリーホーム
- 通所型サービス（アクティビティセンター、成人デイケア施設、成人発達センター、行動管理プログラム、地域密着型訓練プロバイダー社会化訓練プログラム、地域統合訓練プログラム、地域活動支援サービス）
- 強化型行動サポートホーム（Enhanced Behavioral Support Homes：EBSH）、地域危機管理ホーム（Community Crisis Homes：CCH）
- ファミリーホーム機関：成人ファミリーホーム/ファミリー教育ホーム
- 高齢者向け住宅施設
- 就労支援（グループサービス）
- 仕事アクティビティープログラム